

平成 22 年 3 月 25 日

技 監
市 長 公 室 長
各 局 長
市 立 病 院 事 務 局 長
各 区 長
会 計 管 理 者
水 道 事 業 管 理 者
教 育 長
議 会 局 長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
人 事 委 員 会 事 務 局 長
監 査 事 務 局 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

様

行 財 政 改 革 推 進 本 部 長
政 策 局 長
財 政 局 長

事務事業総点検の実施について（依頼）

平成 22 年度予算編成における現場主導の「既存事業の聖域なき棚卸し」に引き続き、行財政改革をさらに加速させ、平成 22 年度を「創造的変革の年」にするため、再度、全庁をあげて「事務事業の総点検」（以下「総点検」という。）を実施するようお願いいたします。また、総点検の実施に当たっては、その過程を公開し「みせる改革」を実践します。

なお、今秋策定する（仮称）新行財政改革推進プランに掲載し、特に重点的に推進する改革プログラムに該当する事業は、別途関係局長あて通知する予定です。

記

- 1 総点検の対象事業（以下「事業」という。）
公営企業会計を含む全会計に属する全ての事務事業とします。また、直接的な予算を伴わない事務事業を含む行政の全ての分野が対象です。
- 2 総点検の視点及び判断基準
市が実施している事務事業が、今日的にはその意義が変わっていないか、やり方によってはコストを掛けずに実施できないか、国や

県とサービスが重複していないか、時代の変化の中で「市民や民間との協働」によって行えないか、「民間にできること、民間が実施していること」や「市民ニーズが薄れてきている事業」を前例踏襲で漫然と続けていないか(市長訓示から抜粋)などの「そもそも論」から見直すものです。

そこで、「行財政改革推進体制の整備並びに事務事業見直しメルクマール及び平成 22 年度予算編成への反映について(平成 21 年 12 月 3 日付け市長通知)」中「2 事務事業見直し」に従って点検をお願いします。

3 総点検の点検要領 別紙のとおり

4 総点検表の公開と説明責任

総点検作業で作成した全ての調書は、公開します。なお、実施責任者は、記載事項について市民からの問い合わせに対応できるよう内容を熟知しておいてください。

5 総点検の実施体制とヒアリングの実施 点検要領記載のとおり

6 出前説明会の開催

各局が一堂に会しての説明会は、費用対効果の観点から行いません。

そこで、説明会を希望する局ごとに担当者を派遣しての出前説明会を開催します。各局筆頭課は、日程及び会場並びに出席者を局内で調整し、行財政改革推進本部と相談してください。

7 各種調査の統合

総点検の実施に当たっては、同種同類の下記調査を統合します。なお、各局で策定している各種プラン等の進行管理に関する庁内照会についても事務負担の軽減や効率化の観点から局の枠組みを超えて統合するよう努めてください。

- ・総合振興計画新実施計画〔改訂版〕の進行管理(政策局)
- ・平成 23 年度予算編成に向けた予算配分の基礎資料(財政局)

8 問い合わせ先

点検要領記載の問い合わせ先一覧を参照してください。